

○技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令

昭和44年4月23日

警察本部訓令第12号

警察本部長

技能職員の給与、退職手当および旅費に関する訓令を次のように定める。

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令

題名改正〔昭和52年第8号、57年第5号〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他の勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和52年第8号、57年第5号〕

(技能職員の範囲)

第2条 この訓令において「技能職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、埼玉県警察組織規程（昭和51年埼玉県警察本部訓令第1号）別表2に定める技能職員をもつてあてる職にある者とする。

一部改正〔昭和52年第8号〕

(勤務時間等)

第3条 技能職員の勤務時間、勤務時間の割り振り、週休日及び休憩時間については埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号。以下「処務規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

追加〔昭和57年第5号〕、一部改正〔平成7年第8号、19年第13号〕

(休日及び休暇)

第4条 技能職員の休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第2号）の適用を受ける職員の例による。

追加〔昭和57年第5号〕、一部改正〔平成7年第8号〕

(給与、退職手当及び旅費)

第5条 技能職員の給与、退職手当及び旅費については、技能職員の給与等に関する訓令（平成12年埼玉県警察本部訓令第11号）の定めるところによる。

一部改正〔昭和52年第8号、57年第5号、平成6年第18号、7年第8号、12年第34号〕

(服務、事務処理等)

第6条 技能職員の服務、事務処理等については、埼玉県警察職員服務規程（昭和60年埼玉県警察本部訓令第9号）及び処務規程の定めるところによる。

追加〔昭和57年第5号〕、一部改正〔昭和60年第11号〕

附 則

この訓令は、昭和44年4月23日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月29日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月26日警察本部訓令第5号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和57年3月26日から施行する。

附 則（昭和60年3月23日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月28日警察本部訓令第12号）

1 この訓令は、平成元年5月1日から施行する。ただし、第1条〔埼玉県警察処務規程の一部改正〕の改正規定中、第23条、第24条、第29条、第36条、様式第12号及び様式第15号は、平成元年4月1日から適用する。

2 埼玉県警察職員の勤務を要しない時間の指定に関する訓令（昭和63年埼玉県警察本部訓令第11号）は、廃止する。

附 則（平成6年3月31日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月31日警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成12年9月1日から施行する。ただし、第1条「埼玉県警察処務規程の一部改正」の改正規定中、第35条並びに様式第16号及び様式第16号の2は、平成12年9月14日から施行する。

附 則（平成19年3月30日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。